

群馬県養育費等確保支援事業

群馬県では、養育費確保のための「公正証書作成のための費用、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代」(上限3万円)、「保証会社との契約締結費用」(上限5万円)を補助しています。

※作成又は締結してから6月以内のものが対象となります。

※予算の範囲内での実施となります。



利用できる方

群馬県内(市を除く。)に居住するひとり親の方であって下記の要件を全て満たす方

■公正証書等作成経費補助事業

- ・児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にある方
- ・養育費の取決めに係る経費を負担し、また、取決めに係る債務名義を有している方
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方

■養育費保証契約締結経費補助事業

- ・児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にある方
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有している方
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方

※いざれも、過去に他の自治体、団体等から同内容の補助金等を受給されていない方が対象です。

必要書類

- ① 申請者及び対象児童の戸籍謄本又は戸籍抄本(申請日から1か月以内に交付されたもの)
- ② 補助対象となる経費の領収書等の写し
- ③ 養育費の取決めを交わした文書(債務名義化したもの)の写し
- ④ 通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの
- ⑤ 児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当を受給されていない方は所得を証明する書類等)
- ⑥ 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のもの)の写し
- ⑦ その他必要と認めるもの

※⑥は養育費保証契約締結経費補助事業のみ



問合せ・申請先

(一財)群馬県母子寡婦福祉協議会

前橋市新前橋町13-12

群馬県社会福祉総合センター5階

027-255-6636

受付時間:9時~17時(土日祝除く)